

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社エイブル
【英訳名】	ABLE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 竜史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長平田竜史は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を対象といたしました。

すなわち、全社的な内部統制を評価し、その結果をふまえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。また、当該業務プロセスの評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、その整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

まず、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社を評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

次に、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果をふまえ、連結売上高を指標に、その2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「営業未収入金」及び「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象としており、さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスの統制上の要点については、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長平田竜史は、平成22年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

当社及び株式会社CHINTAIは、平成22年4月12日開催の両社の取締役会において、共同株式移転の方式により平成22年11月1日に両社の完全親会社となる共同持株会社「株式会社エイブルCHINTAIホールディングス」を設立すること、並びに本持株会社の概要及び本共同株式移転の条件等について決議し、同日、両社間で「共同株式移転契約」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。また、上記「株式移転計画書」は平成22年6月開催の両社の株主総会において承認されました。両社の経営統合により、翌期以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。